

令和3年度税制改正に係る青森市市税条例の一部改正について

1 改正時期について

- ・「令和3年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律案」が、令和3年1月18日開会の第204回通常国会に提出された。
- ・今回の改正には、令和3年4月1日から施行するために「青森市市税条例の一部改正」が必要な項目が、固定資産税と軽自動車税で予定されている。
- ・法案の成立及び公布時期は、例年「3月末」となっており、本市の令和3年第1回定例会が閉会していることが想定される。

令和3年第1回定例会が閉会していた場合、令和3年4月1日から施行するために改正が必要な項目については、「専決処分」による条例改正を行うもの。

2 専決処分による条例改正が予定される項目について

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

負担調整措置・・・市町村・土地間での評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額の目途とし、税負担の不均衡をゆるやかに是正する措置。

- ・適用期限が「令和2年度まで」とされているが、現行制度の仕組みを令和3年度から令和5年度までの3年間延長する。
- ・新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、地価上昇により税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

(2) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減（税率を1%分軽減）

環境性能割・・・自動車取得税が、消費税率引き上げ時の令和元年9月30日をもって廃止されたことに伴い、10月1日から導入された。
この改正に伴い、毎年4月1日の所有者に課される従来の軽自動車税は、令和2年度から「軽自動車税種別割」に名称が変更された。

- ・軽自動車税環境性能割は、軽自動車の取得時に課され、税率は環境性能に応じて決まり、環境性能に優れた車ほど軽減される仕組みとなっており、現在、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、令和3年3月31日までに軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減しているが、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

※【環境性能割の臨時的軽減の期間】

- R1. 10. 1～R2. 9. 30 消費税率引上げに伴う需要平準化策
- R2. 10. 1～R3. 3. 31 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
- R3. 4. 1～R3. 12. 31 令和3年度税制改正